

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 12 号に規定するすくい網漁業（すくい網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日

熊本県知事 木村 敬

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
すくい網漁業	すくい網漁業	①別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数 5 トン未満 （許可後は、許可証に記載 された総トン数） 推進機関の馬力数定めなし （許可後は、許可証に記載 された馬力数）	1 隻	1 天草市志柿町、亀場町、 本渡町、北浜町、今釜新 町、東町、港町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は使 用者
すくい網漁業	すくい網漁業	①別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数 5 トン未満 （許可後は、許可証に記載 された総トン数） 推進機関の馬力数定めなし （許可後は、許可証に記載 された馬力数）	1 隻	1 天草市佐伊津町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は使 用者
すくい網漁業	すくい網漁業	②天共第 7 号共同漁 業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数 5 トン未満 （許可後は、許可証に記載 された総トン数） 推進機関の馬力数定めなし （許可後は、許可証に記載 された馬力数）	1 隻	1 天草郡苓北町富岡及び 天草郡苓北町坂瀬川に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は使 用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
すくい網漁業	すくい網漁業	②別記3のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数5トン未満 (許可後は、許可証に記載 された総トン数) 推進機関の馬力数定めなし (許可後は、許可証に記載 された馬力数)	1 隻	1 天草市天草町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は使 用者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年(2025年)6月17日から令和7年(2025年)7月18日まで

3. 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和7年(2025年)8月1日から令和8年(2026年)7月31日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 許可船舶以外で集魚灯を使用してはならない。

ウ 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は1漁船につき3キロワット以下でなければならない。

エ 集魚灯に使用する電球の総設備容量は1漁船につき2キロワット以下でなければならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 許可船舶以外で集魚灯を使用してはならない。

ウ 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は1漁船につき12キロワット以下でなければならない。

エ 集魚灯に使用する電球の総設備容量は1漁船につき10キロワット以下でなければならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

別記 1 操業区域 (天共第 5 号共同漁業権漁場内 旧本渡市地先)

次の基点 1、ア、イを順次に結んだ線以南の天共第 5 号共同漁業権漁場内

基点 1 熊本県漁場基点天第 111 号(天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界)

ア 基点 1 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 1 から 3,300 メートルのところ

イ 天草市本渡町と天草市佐伊津町との海岸線における境界

別記 2 操業区域 (天共第 5 号共同漁業権漁場内佐伊津地先)

次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とにより囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号(天草市五和町(以下、「五和町」という。)御領と天草市佐伊津町(以下、「佐伊津町」という。))との旧海岸線における境界)

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界から五和町亀島北東端を見通した線上 3,000 メートルのところ

ウ 基点 1 から上天草市松島町高杓島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

別記 3 操業区域 (天共第 8 号共同漁業権漁場内天草町地先)

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 2 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号(天草郡苓北町(以下、「苓北町」という。))と天草市天草町(以下、「天草町」という。))との海岸線における境界)

基点 2 熊本県漁場基点天第 151 号(天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界)

ア 基点 1 と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,550 メートルのところ

ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬(魚見瀬)頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から 1,800 メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ

オ 基点 2 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 2 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ

カ 天草市河浦町(以下、「河浦町」という。)崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界